

(相談役)

第 21 条

1. 本会に若干名の相談役を置くことができる。
2. 相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 相談役の任期は定めない。
4. 相談役は、理事会の招請に応じ、社員総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第 22 条

1. 本会に若干名の顧問を置くことができる。
2. 顧問は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は定めない。
4. 顧問は、理事会の招請に応じ、社員総会、理事会に出席し意見を述べるができる。

## 第 4 章 社 員 総 会

(社員総会決議事項)

第 23 条

社員総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び予算の承認
- 二 事業報告及び会計報告の承認
- 三 入会金及び会費の額並びに納入方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、理事会が付議を決議した事項

(社員総会の種類及び招集)

第 24 条

1. 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、臨時社員総会は必要がある場合に理事会の決議により招集する。
2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員又は監事が社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して社員総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集し、開催しなければならない。
3. 社員総会は、開催の日から少なくとも 2 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面または事前に正会員の承諾を得た電磁的方法による通知を発して招集しなければならない。

(社員総会の議長)

第 25 条

社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選任する。